



平成 25 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社バイテック
代表者名 代表取締役会長兼社長 今野 邦廣
(コード番号 9957 東証第一部)
問合せ先 執行役員理財部門部門長 成瀬 達一
(TEL. 03-3458-4619)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 29 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、昭和 62 年 4 月の創業以来、当社の主力事業として発展してきた半導体・電子部品の販売事業に加え、新規事業として環境エネルギー事業を立ち上げました。そして、現在、新たな経営ビジョン及び経営方針のもと、平成 26 年 3 月期より当社グループの事業をデバイス事業及び環境エネルギー事業にセグメントを区分し、新経営体制でさらなる飛躍を目指しております。

当社グループのデバイス事業は、ソニー社製電子デバイスを販売するところからスタートしました。その後、顧客の多様なニーズに対応すべく、NXP 社、サムスン社、インテル社、ST マイクロエレクトロニクス社等の海外メーカーの電子部品を取り扱う等ラインナップの拡充を図ってまいりました。また、各電子デバイスの単品販売にとどまらず、モジュール化・ソリューション提案を行う等、従来の半導体商社から、商材・技術・情報を活用して顧客のビジネスをコーディネートし、付加価値を提供する価値創造商社を目指しております。

当社グループの環境エネルギー事業においては、平成 23 年 3 月期より太陽光パネル・LED 照明等の環境商材の販売を開始し、まず環境事業へ進出いたしました。そして、当社自らが事業主となり福岡県鞍手郡小竹町及び栃木県那須塩原市にそれぞれメガソーラー発電所を建設し売電事業を開始すること等により、現在、環境エネルギー事業に本格的に参入しております。また、当社連結子会社である株式会社バイテックローカルエナジーを通じて、地方自治体向けにメガソーラーによる太陽光発電をはじめとした、再生可能エネルギーの地産地消事業による地域活性化を推進しております。加えて、メガソーラー発電設備の企画設計、建設、運営、保守管理、そして電力の売買を行う新電力事業(※)までを一貫して手掛けることで、システムインテグレーターとしての地位を築き上げ、新たな成長性及び収益性の向上に取り組んでおります。

今般の資金調達は、上記の環境エネルギー事業のさらなる積極展開に向けてのメガソーラー発電所にかかる土地取得資金及び土地造成にかかる工事負担金、新電力事業の本格立ち上げに向けた当社連結子会社である株式会社 V-Power への投融資資金及び当社グループの販売管理及び周辺業務の効率化を目的とした基幹システム再構築にかかる設備投資資金を調達することを目的としたものであります。これにより、収益基盤及び財務体質の強化が実現できるものと考えております。

(※) 新電力事業とは、契約電力が 50KW 以上の需要家に対して、一般電気事業者が管理する送電線を通じて電力供給を行う事業をいいます。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 2,000,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年9月9日（月）から平成25年9月11日（水）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成25年9月17日（火）から平成25年9月19日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長兼社長に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- | | |
|---|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 普通株式 300,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。 |
| (2) 売 出 人 | 大和証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 大和証券株式会社が、一般募集の需要状況等を勘案し、300,000 株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 一般募集における申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 一般募集における払込期日の翌営業日とする。 |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長兼社長に一任する。 | |
| (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- | | |
|---|--|
| (1) 募 集 株 式 の
種 類 及 び 数 | 普通株式 300,000 株 |
| (2) 払 込 金 額 の
決 定 方 法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。 |
| (3) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金 の 額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。 |
| (4) 割 当 先 | 大和証券株式会社 |
| (5) 申 込 期 日 | 平成 25 年 9 月 25 日（水） |
| (6) 払 込 期 日 | 平成 25 年 9 月 26 日（木） |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。 | |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長兼社長に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、本新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に伴い、その需要状況等を勘案し、300,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年8月29日（木）開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成25年9月26日（木）を払込期日として行うことを決議しております。大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成25年9月20日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	12,076,358株	(平成25年8月29日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	2,000,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	14,076,358株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	300,000株	
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	14,376,358株	

(注) 上記(4)及び(5)は前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限1,702,020,000円について、750,000,000円を平成26年3月末までに、当社グループの環境エネルギー事業を推進することを目的として、当社グループが関西地方及び関東地方においてそれぞれ設置を計画しているメガソーラー発電所2案件にかかる土地取得資金及び土地造成にかかる工事負担金（土地につき1案件及び土地造成にかかる工事負担金につき1案件）に、300,000,000円を平成27年3月末までに、当社グループの環境エネルギー事業において新電力事業を行う株式会社V-Power（当社連結子会社）への融資資金に、500,000,000円を平成28年3月末までに、当社グループの販売管理及び周辺業務の効

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

率化を目的とした基幹システムの再構築にかかる設備投資資金（ソフトウェア購入資金）に、残額を平成26年3月末までに、業容拡大に伴う当社グループのデバイス事業における仕入代金の支払い等のための運転資金の一部にそれぞれ充当する予定であります。

また、実際の充当時期までは、安全性の高い決済性預金にて運用する予定です。

上記投融資資金は平成27年3月末までに、平成26年3月期下半期より事業を開始する株式会社V-Powerによる新電力事業における運転資金に充当する予定であります。具体的には、株式会社V-Powerが、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を固定価格買取制度（※）における固定価格で調達することによる支出時期と、同制度における交付金の回収時期に差異が生じることによる運転資金への充当を予定しております。

なお、当社の設備計画の内容については、平成25年8月29日現在、以下の通りとなっております。

セグメントの名称	事業所名	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完成予定 年月		完成後の 増加能力
			総額	既支払額		着手	完了	
環境エネルギー事業	メガソーラー発電所 (群馬県吾妻郡中之条町他13施設) (注) 2	発電設備	13,052 (注) 3	—	ファイナンス・リース	平成25年 7月	平成27年 8月	計35メガワット
		土地及び土地造成にかかる工事負担金 (注) 4、5	750	—	増資資金	— (注) 6	平成26年 3月 (注) 6	
デバイス事業及び環境エネルギー事業	本社他 (東京都品川区他)	基幹システム	500	—	増資資金	平成25年 9月	平成28年 3月	(注) 7

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
- 2 平成25年3月期末時点で系統連系がとれているメガソーラー発電所14施設について記載しております。なお、系統連系とは、発電設備を電気事業者の送電又は配電線に接続することをいいます。
- 3 発電設備にかかる投資予定金額における総額のうち、ファイナンス・リースによるものについては、ファイナンス・リースによるリース資産を記載しております。
- 4 土地及び土地造成にかかる工事負担金は、当社グループが関西地方及び関東地方においてそれぞれ設置を計画しているメガソーラー発電所2案件（土地につき1案件及び土地造成にかかる工事負担金につき1案件）にかかるものであります。
- 5 当社が事業主となるメガソーラー発電所にかかる土地については、賃借によることを原則としております。上記土地は、自社取得を予定しているメガソーラー発電所1施設の建設案件にかかるものであります。
- 6 土地取得及び土地造成にかかる工事負担金の支出は当社グループにおけるメガソーラー発電所にかかる設備投資計画の一部をなすものであります。これらの完了時期については、土地の引渡し及び土地造成にかかる工事負担金の支出が完了する予定の時点に記載しております。なお、着手時期に該当する事項がないため、当該時期にかかる記載を省略しております。
- 7 基幹システムに対する投資は、当社グループの販売管理及び周辺業務の効率化を目的としたものであります。

当社グループは平成23年3月期より環境商材（LED照明、太陽光パネルその他環境商材）の販売等を行ってまいりましたが、当社グループの事業発展を目指し、当社が事業主となり福岡県鞍手郡小竹町及び栃木県那須塩原市にそれぞれメガソーラー発電所を建設し売電事業を開始すること等により、当社グループが従来より行ってきた半導体・電子部品の販売事業に加え、環境エネルギー事業を新た

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

な事業の柱とすべく、現在、当該事業に本格的に参入しております。当社グループの環境エネルギー事業においては、①従来から当社グループが行ってきた環境商材の販売に加え、新たな取り組みとして②メガソーラー発電におけるシステムインテグレーターとしての役割を担い、また③新電力事業の実施を推進及び計画しております（平成26年3月期より、当社グループにおいて当該ビジネスを行うセグメントを「環境エネルギー事業」として区分しております。）。

上記②においては、当社グループはメガソーラー発電ビジネスに関する企画、工事業者の選定、当社グループの商社としての機能を活用した環境商材の販売、事業主への資金調達スキームの提案、メガソーラー発電所の運営、管理等の総合的なソリューションを顧客の要望に応じ提供しております。

すでに、当社グループは一部で地方自治体等が事業主となるメガソーラー発電所に関してシステムインテグレーターとしてその開設をサポートしておりますが、現在は、個々のメガソーラー発電所開発案件を早期に立ち上げることを目的として、当社が自ら事業主となる形態の事業モデルを主体として展開及び計画しております。当該事業モデルは、当社が地権者から土地を賃借（一部は自社取得によります。）し、発電設備にかかる環境商材の販売を行い、そしてメガソーラー発電所をファイナンス・リースにより導入した上で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した売電を行う事業モデルであり、当社グループにおいては、当該商材の販売及び売電の双方からの収益獲得を図るべく事業を推進しております。

また、上記③においては、当社及びその他事業者が太陽光を中心とした再生可能エネルギー源を用いて発電する電気を、当社連結子会社である株式会社V-Powerが調達し、一般事業者、公共機関又は卸売市場にこれを販売する事業を平成26年3月期下半期より開始することを計画しております。

今般の公募増資による資金調達は主に上記環境エネルギー事業に対する投資を目的とするものであり、当該資金調達の実施により、当社グループの収益基盤及び財務体質の強化が実現できるものと考えております。

(※) 固定価格買取制度とは、平成24年に開始された、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者が調達を義務づける制度をいいます。

電気事業者が調達した再生可能エネルギー源を用いて発電された電気は、最終的に送電網を通じて電気利用者に対して供給されます。一方、電気利用者は電気料金と併せて賦課金を電気事業者に対して支払いますが、当該賦課金は費用負担調整機関において回収された後、固定価格買取制度における固定価格により再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を調達した電気事業者に対して交付されることとなります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)の記載のとおり充当することにより、当社グループの中長期的な収益性の向上並びに財務基盤の改善に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、従業員の生活の安定、投資家への利益還元、社会への貢献、適正な技術投資を経営の重要課題と位置づけ、安定的な配当の継続に努めるとともに、業績に応じた積極的な株主への還元を基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定にあたっての考え方は上記(1)記載のとおりであります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、財務体質の強化及び将来の事業展開のために有効に活用し、企業競争力の強化に取り組んでまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	91.27円	59.32円	53.43円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	30.00円 (15.00円)	30.00円 (15.00円)	30.00円 (15.00円)
実績連結配当性向	32.9%	50.6%	56.2%
自己資本連結当期純利益率	12.9%	8.0%	6.9%
連結純資産配当率	4.1%	4.0%	3.9%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	707円	622円	648円	694円
高 値	810円	693円	751円	845円
安 値	500円	570円	556円	636円
終 値	637円	649円	696円	805円
株価収益率	6.98倍	10.94倍	13.03倍	—

- (注) 1. 平成26年3月期の株価については平成25年8月28日現在で表示しています。
2. 株価は平成24年11月19日までは東京証券取引所市場第二部、平成24年11月20日からは東京証券取引所市場第一部におけるものです。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成26年3月期については未確定のため表示していません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社主要株主である株式会社ケイエムエフは、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式、当社普通株式に転換もしくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式、当社普通株式に転換もしくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。